

お気軽にご利用ください

私たちが安全にお連れします



# 予約制乗合タクシー

**町** 内交流の活性化と町民の皆さんの交通手段の確保のため、予約制乗合タクシーを運行しています。乗合タクシーとは、電話で予約して、利用者宅付近の乗降所（301カ所）から目的地（拠点施設・乗降可能な施設）まで、バスのように乗合で移動できるタクシーのことです。町内での買い物やお出かけにも便利です。ぜひご利用ください。

## 利用方法

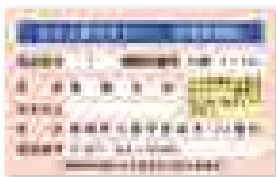
### はじめて利用する方

#### ①利用登録をします

町企画財政課（役場庁舎2階）、六郷出張所（美郷町学友館）、仙南出張所（美郷町公民館）に備え付けの利用登録申込書に必要事項を記入して提出してください。申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

#### ②登録が完了すると 利用登録証が送付されます

利用登録証には予約時に必要な「登録番号」や「乗降所番号」などが記載されています。また、乗合タクシーへ乗車する際にも必要になります。



## 利用料金表

		到着地区		
		千畑地区	六郷地区	仙南地区
出発地区	千畑地区	300円	400円	600円
	六郷地区	400円	300円	400円
	仙南地区	600円	400円	300円

### 乗合タクシーを使うには

#### ①利用登録をします

お住まいの地区の予約センターに電話で予約します。利用する方の「登録番号」「お名前」「利用する日」「利用便時刻」「どこからどこまで」を連絡してください。

#### 予約センター

千畑地区(まひる号) ☎0187(85)4141  
六郷地区(湧ちゃん号) ☎0187(82)1011  
仙南地区(雁の里号) ☎0187(82)1231

#### 【予約受付時間】

午前9時までの便は前日の午後5時まで、それ以降の便は各便の2時間前までに予約してください。

#### ②予約した日時・場所でお待ちください

**運行時間**（月曜日～金曜日まで1日9便。ただし、土日祝日、12月29日～1月3日は運行しません。）

千畑地区		六郷地区		仙南地区	
千畑地区⇄美郷町公民館		美郷町役場⇄六郷地区⇄美郷町公民館		仙南地区⇄美郷町役場	
千畑地区発	美郷町公民館発	六郷地区発	美郷町役場または美郷町公民館発	仙南地区発	美郷町役場発
7:00	—	7:00	—	7:00	—
8:30	9:30	8:30	9:30	8:30	9:30
10:30	11:30	10:30	11:30	10:30	11:30
13:30	14:30	13:30	14:30	13:30	14:30
16:30	16:00	16:30	16:00	16:30	16:00

## 乗り降りできる場所

運行地域	乗り降りできる場所
千畑地区	美郷町役場、千畑小学校前バス停、みさと福祉センター、美郷町住民活動センター（旧美郷町ふれあいセンター）、千畑温泉サンアール、美郷町武道館、美郷町北ふれあい館、美郷町北体育館、千畑クリニック、高山歯科医院、おばこストア千畑支店
六郷地区	美郷町中央行政センター、美郷町学友館、名水市場湧太郎、六郷温泉あったか山、みさとこども館（旧わくわく児童クラブ）、手づくり工房湧子ちゃん、美郷町中央体育館、美郷町中央ふれあい館、美郷町保健センター、亀谷医院、アクセス、まっこいしゃ高橋医院、岡田歯科医院、小西歯科医院、富永歯科医院、栗林外科医院、しんどう内科クリニック
仙南地区	美郷町公民館、湯とぴあ雁の里温泉、イオンスーパーセンター美郷店、JR飯詰駅、JR後三年駅、道の駅雁の里せんなん、美郷町南ふれあい館、美郷町南体育館、美郷総合体育館リリオス、仙南診療所、たかはし歯科医院

問い合わせ ● 美郷町地域公共交通活性化再生協議会事務局(町企画財政課内) ☎0187(84)4901

平成26年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

(口座振替日) 納期限	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税目等	6/2(月)	6/30(月)	7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)	12/1(月)	1/5(月)	2/2(月)	3/2(月)
軽自動車税	全期									
固定資産税	1期 一括		2期		3期		4期			
町県民税(普通徴収)		1期 一括		2期		3期		4期		
国民健康保険税 (普通徴収)			1期 一括	2期	3期	4期	5期	6期	7期	
後期高齢者医療保険 (普通徴収)			1期 一括	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

問 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902、町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

軽自動車税・固定資産税  
減免申請の受付は各納期限の7日前までです

【軽自動車税の減免申請】

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。減免は障がいのある方1人につき1台です。ただし、障がいの等級によっては減免されない場合もあります。

■申請に必要なもの

印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害等の災害で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

軽自動車税・固定資産税の減免申請期限は**5月26日(月)**です

※納付期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。  
※申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

固定資産税についてのお知らせ

平成26年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税の内容は、同封の課税明細書をご確認ください。課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください。

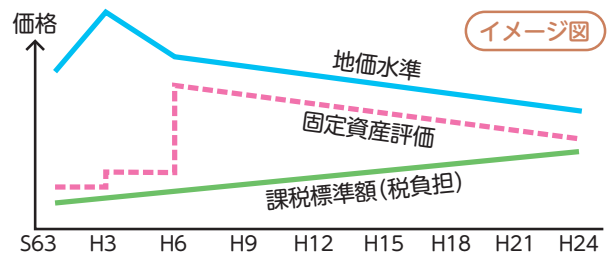
固定資産税の評価は、平成26年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。平成26年1月1日以降の土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

■納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。



問 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902